

令和 8 (2026) 年度 事業計画書

公益財団法人 ペガサス財団

1 基本方針

当財団は、平成 26 年 4 月に一般財団法人として発足以来、真に豊かさを実感できる地域社会の実現と福祉の増進に寄与することを目的として、地域の社会福祉、教育、環境保全等を推進するための事業に対して助成を行ってきた。

そして、より公益的な立場からこうした社会貢献活動を推進するため、令和 6 年 10 月 1 日に愛知県から公益認定を得て、公益財団法人に移行したものである。

ついては、本年度も昨年度と同様に、令和 6 年度に充実を図った助成金交付事業を公益目的事業として実施する。

また、令和 7 年 4 月に改正公益認定法が施行され、新たな公益法人制度が始まったところであり、新制度に適宜適切に対応するとともに、公益法人として適切な法人管理・運営に努めていく。

2 助成金交付事業（公益目的事業）

(1) 趣旨

愛知県内における地域の社会福祉、子どもと若者の教育等の向上並びに地域の社会生活環境の整備等の事業に対する助成支援により、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的として行う事業である。

(2) 事業内容

団体が行う事業を助成金の交付により支援する。

【助成対象団体及び助成対象経費】

助成対象団体は非営利団体（地方公共団体・法人格を有しない団体を含む）とし、当該団体が愛知県内で行う事業の実施経費や当該事業に必要な備品購入経費等を対象として助成する。

【助成対象事業】

助成対象事業は、団体が愛知県内で行う次に掲げる事業で、営利を目的としないものに限る。

① 社会福祉の推進に関する事業

社会的に支援を要する者の自立と社会参加を促す機会の提供に資すること。

〔対象となる助成例〕

障がい者のアート作品展示会事業、心身障がい者の舞台芸術鑑賞会事業、障がい者スポーツ備品の支給事業、動物とのふれあい療養事業、高齢者参加のレクリエーション事業、物価高騰等による生活困窮子育て世帯への緊急生活支援物資提供(宅配)事業、子ども食堂拡充のための初度備品等購入事業

② 子どもと若者の健全な育成と教育の推進に関する事業

これから社会に参加していく子どもと若者が、健やかで豊かに育つため、一人ひとりの個性と発達段階に応じた、社会的自立や活躍を促す機会の提供及び教育の推進に資すること。

【対象となる助成例】

不登校児童の居場所づくり事業、学校内空きスペース有効活用のための支援事業
児童館の魅力向上事業、子ども向け防災啓発のためのミニバッテリーカー整備事業
生徒が国際理解を深める特別講座事業、外国出身児が日本理解を深める勉強会事業
自立を目指す若者を支援するための地域交流事業
小児等を対象とした訪問介護を新たに行うための車両購入

③ 地域環境保全の振興と地域緑化の推進に関する事業

地域の環境や生態系を守る取り組みと、良好な都市環境の形成に必要な緑化の推進に資すること。

【対象となる助成例】

地域緑化活動ボランティア支援事業、環境保全にかかる講演事業
緑地の外来種駆除事業、蛍が飛び交う里山づくり事業

④ 馬と共に人と社会をゆたかにする事業

引退競走馬のセカンドキャリア促進もしくは、さらにその後の養老・余生等の諸活動の支援に資すること。

【対象となる助成例】

引退競走馬のセカンドキャリア促進を目的としたシンポジウム開催事業や啓発用ドキュメンタリー映像作成事業
引退競走馬のセカンドキャリアのためのリトレーニング支援事業
引退競走馬の活用による乗馬部の活性化事業
不登校児を対象としたホースセラピー事業
馬との触れ合いを通じた地域交流事業
これらの活動に必要な人材育成事業

【助成金額】

1 申請あたりの限度額は 100 万円とし、年度内の申請回数は 1 団体につき 1 回限りとする。

なお次に掲げるものは助成対象金額から除くものとする。

- ① 助成対象事業が、国・地方公共団体又は他の民間の助成団体からの助成を受けているものであるときは、その助成金額
- ② 団体自体の運営に充てられる費用
- ③ 団体役員及び職員に係る費用

【応募資格】

次に掲げる要件を満たす団体とする。

- ① 団体の活動拠点が愛知県内にあり、その活動が愛知県内で行われていること。

- ② 非営利団体であること。
- ③ 反社会的勢力と一切の関係を有しないこと。
- ④ 団体の活動が、政治活動又は宗教活動を目的とせず、特定の団体又は個人の利益を守り、若しくは攻撃するものではないこと。

【募集方法・応募方法】

本助成金の詳細を記述した応募要項を当財団ホームページ等に掲載して募集。

申請団体は当財団指定の申請書に必要事項を記入し、下記の添付書類とともに書面により財団事務局に提出する。

なお提出書類については返却せず、申請にあたり受領した個人情報については、当財団の活動以外には一切使用しない。

〈添付書類〉 *地方公共団体については、④～⑪は不要

- ① 申請事業に関する事業計画書（当財団指定様式）
- ② 申請事業収支予算書（当財団指定様式）
- ③ 助成金対象経費内訳書（当財団指定様式）
- ④ 団体に関する調書（当財団指定様式）
- ⑤ 団体の役員名簿（当財団指定様式）
- ⑥ 誓約書（当財団指定様式）
- ⑦ 履歴事項全部証明書（原本）※ 法人格を有しない団体は不要
- ⑧ 団体の定款、会則、規約等
- ⑨ 団体の当該年度の事業計画書
- ⑩ 団体の当該年度の収支予算書
- ⑪ 団体の前年度の収支決算書 ※ 法人格を有しない団体は過去3年分の収支決算書
- ⑫ その他財団が必要と認める書類 ※ 法人格を有しない団体は、過去3年間を継続して活動していることを明示する書類等

【申請受付、審査・決定スケジュール】

- ① I期（4月締切、5月審査・決定）
- ② II期（6月締切、7月審査・決定）
- ③ III期（8月締切、9月審査・決定）

※ 申請は、先着順で受け付ける。ただし、受付期間の途中であっても、助成金申請額の累計が助成金予算額に達する場合には、受付を終了する場合がある。
その場合、以降の受付期間の募集はしないことがある。

※ 予定した受付期間（I期・II期・III期）で助成金申請額の累計が助成金予算額に達しない場合は、追加募集を行う場合がある。

【審査方法・決定】

申請についての審査は、助成金交付審査会規程に基づき、理事会で選出された審査委員(外部有識者3名)で構成する助成金交付審査会にて行う。

同審査会は、助成金交付規程に基づき、申請団体が助成金の交付を受けられることができる団体であることを確認するとともに、申請事業の内容について審査基準により総合的に審査し、助成金交付の適否や交付額、交付条件等について理事会に答申する。

理事会は、その答申を受けて助成金交付の可否、交付額等を決定する。

なお、助成金交付審査会・理事会においては、審査・決定が公正に行われるよう、個別の助成案件に関して審査委員・理事が利害関係者に該当する場合には、その関与を排除するものとする。

【助成事業の実績報告徴取、助成金の交付】

助成事業実施団体は、助成事業完了後、当財団指定の事業実績報告書に必要事項を記載し、下記の添付書類とともに書面により財団事務局に提出する。

財団では、これら提出書類等により助成事業の実施状況を確認し、適正な事業実施の完了が確認できた場合に、助成金交付額を確定して助成金を交付するものとする。

〈添付書類〉

- ① 助成事業成果報告書(当財団所定様式)
- ② 助成事業収支決算書(当財団所定様式)
- ③ 領収書等貼付用紙(当財団所定様式)
- ④ その他財団が必要と認める書類

【助成内容等の公表】

令和8年度の助成内容等(助成金全体の実績や個別の助成事業実施団体名・助成事業内容・助成金額等)については、当財団ホームページに掲載する令和8年度事業報告書に記載することにより公表するものとする。

※ 事業報告書は所管行政庁(愛知県)への定期提出書類となっており、内閣府が運営する公益法人等に関する情報のポータルサイト「公益法人 information(国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト)」においても公開される。

【助成金予算及び助成件数】

1,400万円 30件程度

【財源】

財源については、寄付金によって賄うものとする。

3 法人管理

新たな公益法人制度や様々な法改正、事務の見直し等に対応した規程を適宜整備し運用するとともに、公益法人の運営に知見のある税理士法人の支援を受けることで、公益法人として適切な法人運営を図る。

また、令和6年度から導入した外部理事・外部監事の役員体制を維持し、適宜適切に評議員会及び理事会を開催して、適切な法人運営を図る。